

京都市告示第 338 号

京都市水路等管理条例第 2 条第 1 号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の水路等を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 11 月 7 日

京都市長 門 川 大 作

(指定水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	大原野水0684号	西京区大原野灰方町512番地地先 同町510番地地先	

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	清水水0005号	東山区清水二丁目257番地の11地先 同区清水三丁目316番地地先	

(建設局土木管理部道路明示課)